

下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会（第４２回）議事要旨
（福岡地域委員会庶務）

1 日時

平成２７年１０月３０日（金） １３：３０～１４：００

2 場所

福岡高等裁判所公用室

3 出席者

（委員）木村元昭，新関輝夫，田邊宜克，土持敏裕，野口郁子（敬称略。
五十音順）

（庶務）中島総務課長，杉光総務課課長補佐

（説明者）永渕事務局長

4 議題

- (1) 司法修習生（第６８期）の判事補任命候補者について
- (2) 平成２８年上半期の判事再任候補者に関する情報の取りまとめについて

5 審議資料（添付省略）

１３３ １０月２１日付け裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について（通知）

１３４ 判事再任（上半期）候補者に関する情報目録

6 協議等

- (1) 司法修習生（第６８期）の判事補任命候補者について

庶務から，次のとおり説明を行い，各委員の了承を得た。

本年１２月に司法修習生を終えて判事補任命を希望する者（第６８期）について，１０月２１日付けで下級裁判所裁判官指名諮問委員会委員長から，福岡地域委員会委員長あての通知文書により，当地域委員会に関する指名候補者名簿及びその履歴書，参考として全国の指名候補者名簿

が送付されている。通知文書によると、これらの候補者に関しては、1月21日に予定されている指名諮問委員会で審議・答申される予定となっており、特に情報収集を行う必要はないが、指名の適否に関する特段の情報が寄せられた場合には、庶務から各委員に連絡の上、指名諮問委員会に報告することとしたい。

(2) 平成28年上半期の判事再任候補者に関する情報の取りまとめについて

庶務から、審議資料134の情報6件（情報番号1ないし6）の概要について説明があり、いずれも情報提供の在り方については問題がない旨の説明があった。

審議の結果、審議資料134の情報6件（情報番号1ないし6）を、指名諮問委員会に送付することについて全委員が了承した。

(3) その他

再任候補者に関する情報以外に、地域委員会宛てに意見書が提出されており、その内容について、庶務から、以下のとおり説明された。

ア 情報収集の依頼文書の記載内容について、弁護士会宛ての依頼文書にのみ、「情報の取りまとめは相当でない、段階評価式アンケートによる情報収集は相当でない。」との記載をしているが、削除すべきである。

イ 情報の受付方法について、(ア)「当委員会の庶務を担当する福岡高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示、『地域委員会関係』と朱書きする」、(イ)「文書の宛先が福岡地域委員会地域委員長とされている」、(ウ)「文書の送付先が福岡高等裁判所事務局総務課長とされている」点は疑問であり、いずれも「福岡地域委員会」との記載で足りる。

ウ 情報収集の依頼文書を送付する際に料金別納（後納）の返信用封筒を添付すべきである。

次のとおり、上記ア及びウについては次回の委員会で協議することとされ、上記イについては、庶務から説明があった。

- ・ アについては、前回の委員会で議論したところであり、これまでの実情を確認の上で、次回の委員会で協議することとされた。
- ・ イについては、送付される文書が非常に秘匿性の高い情報であることから、地域委員会の庶務を掌る高等裁判所事務局総務課で取り扱うこととしており、さらに、地域委員会の庶務担当者以外の者が決して開封することのないよう、高等裁判所事務局総務課長宛てに親展で郵送してもらう取扱いとされていること、また、「文書の宛先が地域委員長とされている」点については、下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則第16条2項で引用する同規則第8条2項で、委員長は委員会を代表すると規定され、情報収集の依頼文書を地域委員長名で発出していることから、それに対応する形で、宛先が地域委員長宛てとされているものと思われる。
- ・ ウについては、返信用封筒を添付する取扱いについて、手続面でどのような準備が必要であるのか、また、上記取扱いを実施している委員会においてどのような効果（意見の増加との関係）があったかなどについて調査し、その結果も踏まえ、次回の委員会で協議することとされた。

7 次回期日

追って指定する。